

## ひたちなか市教育委員会会議録

平成25年 第12回 ひたちなか市教育委員会11月定例会 会議録				
平成25年11月6日		開会 午後2時00分		閉会 午後3時00分
○場 所	総合体育館			
○出席委員	委員長 小田島 俊夫	委員長職務代理者 石田 厚子	委員 沓澤 久美子	教育長 木下 正善
○欠席委員			委員 西野 信弘	
○会議に出席した構成員	補 職 名		氏 名	出・欠
	教育次長		大内 康弘	出席
	総務課長		岩崎 龍士	出席
	参事（教育担当）		廣瀬 佳久	出席
	参事兼指導室長		森井 榮治	出席
	施設整備課長		加藤 清二	出席
	学務課長		石崎 聡一郎	出席
	生涯学習課長		阿部 美代子	出席
	スポーツ振興課長		大和田 征宏	出席
	中央公民館長		根本 英一	出席
	中央図書館長		大和田 雅一	出席
○事務局員	総務課係長		佐藤 浩之	出席
	総務課主幹		黒澤 一彦	出席
	総務課主事		小野寺 優	出席
○議 事				
1 議 案	協議事項8号	ひたちなか市社会教育委員条例の一部を改正する条例制定について【公開】		

その他	①	平成25年度市町村教育委員会研究協議会（第1ブロック）報告について【公開】
	②	ひたちなか市教育委員会研究推進校授業研究会開催について【公開】

平成25年第12回ひたちなか市  
教育委員会11月定例会会議録

開会 14:00 (総合体育館)

委員長 (あいさつ, 開会の宣言)

**協議事項8 ひたちなか市社会教育委員条例の一部を改正する条例制定について**

生涯学習課長

平成25年6月14日付けで公布された、義務づけ・枠づけの見直しに関する第3次一括法により社会教育法が一部改正されました。これまで社会教育委員の任命に関して、社会教育法第15条において社会教育委員の委嘱基準が定まっていたため条例には定めていませんでした。しかし今回の改正によって委嘱基準が削除され、同法第18条において、社会教育委員の委嘱基準は地方公共団体の条例で定めることと規定されたため、条例に委嘱基準を追加します。基準自体は改正前のものと同様のため変更はありません。

**【質疑, 意見等】**

特になし

**その他(1) 平成25年度市町村教育委員会研究協議会(第1ブロック)報告について**

事務局

名古屋市において平成25年度市町村教育委員会研究協議会が開催され、小田島委員長と事務局職員1名が参加しました。この協議会で説明のあった内容について報告します。

1つ目は教育振興基本計画のこれまでの経緯として、平成18年12月22日に改正教育基本法が施行されたことから、平成25年6月14日に第2次教育振興基本計画が閣議決定されたことまでの説明がありました。第2次教育振興基本計画は総論と各論に分かれており、総論では社会を生き抜く力の養成や未来への飛躍を実現する人材の養成など、今後の教育行政の4つの基本的方向性について示されています。各論については、総論で示した4つの基本的方向性を実現するために、生きる力の確実な育成や課題探求能力の修得など8つの成果目標を示し、さらにその8つの成果目標を達成するための具体的な基本施策が30ほど示されています。

2つ目は教師力・学校力向上7ヶ年戦略について、基本的な方針は教職員等の指導体制を整備し、学校の学力を向上させるため文科省で省内検討チームを設置すること。その中で計画的に実現するため、平成25年から平成32年度の補助を検討中との説明でした。

3つ目は文科省におけるいじめ問題への取組みになります。平成18年度に教職員の対応やいじめをゆるさない学校づくりについて、教育委員会のテーマに掲げるよう示されましたが、直近の取組みとして地域や警察との連携の必要性や総合的な取組み方針、いじめと犯罪についてこれまで以上に主体的に警察と連携協力していく必要性が示されたことについて説明がありました。

4つ目は土曜授業に関する検討チームの中間まとめになります。基本的な方法は、

- ①実施者の判断によりこれまで以上に土曜授業に取組みやすくなるよう、学校教育法施行規則の改正等を行う。
  - ②土曜授業や地域における土曜日の学習、体験活動等の場づくりの取組みに対する支援を充実する。
  - ③全国一律の土曜授業制度化については教育課程の在り方の中で検討する。
- 以上の3つが示され、今後の予定としては必要な調査や情報収集を行いながら、中央教育審議会（以下「中教審」という。）による議論を踏まえた専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の成果を出すとしています。

5つ目は教育委員会制度改革についてです。今年の5月から中教審での審議がスタートし、教育委員会制度の在り方や学校と教育行政・保護者・地域住民との関係などについて審議し、来年の通常国会で法改正する予定になっています。現在中教審に出されている案は、

- ①教育長を首長の補助機関とし教育委員会を首長の付属機関とする。最終的な権限は首長が持ち、教育委員会は基本方針など重要事項を審議する諮問機関と位置づける。
- ②教育長を教育委員会の補助機関とし、教育委員会は性格を改めた執行機関として基本方針をチェックする機能を持つ。

以上の2案が出ています。今のところこれらの課題として、

- ①は教育委員会が首長の補助機関になることで政治的中立性・安定性・継続性に不安が残る。
- ②は現行制度と何が変わったのかわかりにくい

などの指摘があります。責任の明確化と政治的中立性や安定性などを両立しなければいけないが、相反するものであるため、これらの欠点を補い1つの案としてどのように具体化させるかが課題であると説明がありました。

最後に教育委員会制度改革と教育委員会事務局の活性化についてパネルディスカッションが行われ、市長や教育長、学校長を経験した各パネリストが、それぞれの立場にたった時に感じたことや実行したことを話していました。

委員長

私からも説明をします。会場の意見として、教育委員会改革に関しては進

めていかなければならないが、教育の政治的な中立性や安定性、継続性を考えた時に、首長の権限があまりに強くなっていくことは考えていかなければいけないという意見が多数ありました。また全国の教育委員会や市長に、教育委員会制度改革について事前調査をした結果が報告されましたが、教育委員会制度について変えていかなければいけない部分はあるが、大きく変えなければいけないという意見は半数以下の結果でした。現在中教審に出されている2つの案のどちらになるにしても、教育委員会制度は来年の通常国会の中で結論が出ますので、どのような形であれ教育委員長や委員長職務代理者といった制度は変わってくるのだろうと感じました。

次は小中一貫教育を進めている千葉県鴨川市と愛知県阿久比町の発表について報告します。どちらの市も学校数は少ないですが、その中で中1ギャップや小1プロブレムといった問題などを解決するには、幼稚園からの継続が大事なのではないかということで、小学1年生から中学3年生までの9年を3期に分けた指導と、小中一貫校での教育を始めました。教育方法としては6年生での展開授業や小・中学生交流生徒活動などを行うことで、小学生が中学校への不安を感じないようにすると共に、中学校入学までにこれだけは育てていかなければいけない学習や生活習慣を指導しているとのことでした。幼・保の一貫教育としては、連続した子どもの成長を考えた視点から幼・小の連携プランも必要ではないかということで、小学校でのスタートカリキュラムや入学当初のカリキュラム、幼稚園でのアプローチや小学校入学に向けての指導体系について話がありました。

現状の教育課題を克服するために一貫教育や学校統合型について話を聞きましたが、共通理解を深めることが重要なのではないかと、またその件で教育委員会が主体的に勉強を進めていくことが必要ではないかと感じました。

#### 【質疑、意見等】

特になし

その他 (1) 平成25年度市町村教育委員会研究協議会(第1ブロック)について報告がありました。

その他 (2) ひたちなか市教育委員会研究推進校授業研究会開催について

指導室長 佐野小学校が平成25年度と26年度の2年間、当市教育委員会研究推進校としての指定を受けたことにより、「言語活動を踏まえて思考力・表現力の育成を図る授業づくり - ICTの効果的な活用を通して - 」という主題に基づいて研究を進めています。中間発表として12月21日に佐野小学校で公開授業を行います。

す。日程についてですが、当日の5時間目に公開授業を行い、休憩を挟んで佐野公民館で研究協議を実施する予定です。佐野小学校は、水戸教育事務所の学力向上プロジェクトの実践協力校にもなっていますので、合わせての公開授業となります。

1つ目の公開授業は、2年生の特別活動と学級活動を、養護教諭と学級担任がチームティーチングをしながら、命の大切さについて学習活動を行います。この授業では電子黒板等を活用して資料提示し、興味関心を高めながら進めていく計画になっています。

2つ目の公開授業は、4年生と5年生の国語の授業でデジタル教科書や電子黒板を活用して展開することになっています。特に電子黒板やデジタル教科書については、佐野小学校が本市で初めての導入となりますので、その教育効果について検証しながら今後市内に広めていくことを目標にしています。

#### 【質疑、意見等】

特になし

- \* その他 (2) ひたちなか市教育委員会研究推進校授業研究会開催について報告がありました。

委員長 (閉会の宣告)

終了 15:00

※定例会終了後、総合運動公園の指定管理者である公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ振興公社担当職員と懇談を行うとともに、総合体育館や市民球場等の施設を視察しました。